

各事業者の皆様へ

岐阜県では、県独自の「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策をオール岐阜で進めております。

各事業所、店舗が感染防止対策を実施していることをステッカーにより利用客にわかりやすくPRすることで、次の効果を期待しています。

◆事業者は、感染防止の意識が高まります

◆利用者は、安心して利用できます

1 対象事業者

小売業、サービス業など
すべての事業者

このステッカーが目印です

2 手続方法

申込書と宣言書を
事業所・店舗が所在する
市町村窓口へ提出して
ください

※ステッカーは店舗ごとに
2枚まで

3 申込期間

6月26日（金）～
8月31日（月）

4 ステッカーの配布

県または市町村から郵送等により配布



これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種（接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジムなど）は、マニュアルの提出をもって今回の宣言申込としますので、申込みは不要です。

※市町村における感染防止独自制度を利用されている場合は、申込不要の場合もありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。

新型コロナ対策実施店舗向けステッカー申込書

標記ステッカーについて、「新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書」を添付のうえ、以下のとおり申込みます。

- 1 次のいずれかの項目に該当しますか。 ☐ はい ☐ いいえ

岐阜市「岐阜市新型コロナウイルス感染症対策支援事業」申請者
美濃加茂市「感染防止対策セルフチェックリスト」提出者
飛騨市「コロナ対策“安心安全宣言”事業者等応援事業」申請者

※「はい」を選んだ方は申込書の提出は不要です。別途市町村又は県からステッカーをお渡しします。

- 2 1で「いいえ」を選んだ方は、下記の項目を記入し、店舗が所在する市町村（各市町村の窓口は裏面）へお申し込みください。

令和 年 月 日

申込者	フリガナ			
	法人名称等			
	所在地	〒 - (TEL: - -) (FAX: - -)		
	メールアドレス			
	代表者名		担当者名	

業種の区分	☐ 飲食店 ☐ 小売業 ☐ 宿泊施設 ☐ 観光施設 ☐ 理容業 ☐ 美容業 ☐ 運輸業 ☐ サービス業 ☐ その他 ()		
店舗の所在地・名称 ※同一市町村内に複数店舗がある場合はまとめて申込が可能です。 3店舗以上の場合には、別途申込書に店舗所在地・名称を記入してください。	〒 -	(TEL: - -)	
	〒 -	(TEL: - -)	
	〒 -	(TEL: - -)	

<ステッカーについて>

ご希望される枚数を記入し、配布方法にチェック (☑) をしてください。

- ・希望枚数 (枚) ※1店舗2枚まで
- ・配布方法 ☐ 郵送 ☐ 市町村窓口での受取 (各市町村窓口は裏面をご参照ください。)

<添付書類> この書類に、以下の書類を添えて申し込んでください。

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書 (複数店舗申込される場合、店舗毎に作成、提出が必要です。)

<書類提出先>

- ・店舗が所在する市町村へ郵送又は窓口へ提出してください。
※提出方法が市町村により異なりますので裏面をご確認ください。

【お問い合わせ先】 岐阜県健康福祉部感染症対策調整課社会基盤係
電話番号：058-272-1111 (内線4995, 4996)

○各市町村窓口一覧

市町村名	提出方法	担当課	郵便番号	住所	電話番号
岐阜市	郵送	産業振興・企業誘致課	500-8720	岐阜市神田町 1-11	058-214-2360
大垣市	郵送	社会福祉課	503-8601	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111
高山市	郵送	健康推進課	506-8555	高山市花岡町 2-18	0577-35-3160
多治見市	窓口	産業観光課	507-8703	多治見市日ノ出町 2-15	0572-22-1250
関市	郵送	商工課	501-3894	関市若草通 3-1	0575-23-6752
中津川市	郵送	健康医療課	508-0045	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111
美濃市	郵送	産業課	501-3792	美濃市 1350	0575-33-1122
瑞浪市	郵送	商工課	509-6195	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111
羽島市	郵送	商工観光課	501-6292	羽島市竹鼻町 55	058-392-9943
恵那市	窓口	商工課	509-7292	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市	郵送	産業振興課	505-8606	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
土岐市	郵送	危機管理室	509-5192	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111
各務原市	窓口	商工振興課	504-8555	各務原市那加桜町 1-69	058-383-7284
可児市	郵送	観光交流課	509-0292	可児市広見 1-1	0574-62-1111
山県市	郵送	まちづくり・企業支援課	501-2192	山県市高木 1000-1	0581-22-6831
瑞穂市	窓口	商工農政観光課	501-0305	瑞穂市宮田 300-2	058-327-2103
飛騨市	郵送	市民保健課	509-4221	飛騨市古川町若宮 2-1-60	0577-73-2948
本巣市	窓口	産業経済課	501-0493	本巣市三橋 1101 番地 6	058-323-7756
郡上市	窓口	健康課	501-4297	郡上市八幡町島谷 228	0575-67-1834
下呂市	郵送	企画課	509-2295	下呂市森 960	0576-24-2222
海津市	郵送	商工観光課	503-0695	海津市海津町高須 515	0584-53-1374
岐南町	窓口	経済環境課	501-6197	岐南町八剣 7-107	058-247-1370
笠松町	郵送	企画課	501-6181	笠松町司町 1	058-388-1113
養老町	郵送	企業誘致・商工観光課	503-1392	養老町高田 798	0584-32-1108
垂井町	窓口	産業課	503-2193	垂井町宮代 2957-11	0584-22-7515
関ヶ原町	郵送	地域振興課	503-1592	関ヶ原町関ヶ原 894-58	0584-43-1112
神戸町	窓口	総務課	503-2392	神戸町神戸 1111	0584-27-0171
輪之内町	郵送	産業課	503-0292	輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3138
安八町	郵送	企画調整課	503-0198	安八郡安八町氷取 161 番地	0584-64-7101
揖斐川町	窓口	産業振興課	501-0692	揖斐川町三輪 133	0585-22-2111
大野町	郵送	総務課	501-0592	大野町大野 80	0585-34-1111
池田町	郵送	産業課	503-2492	池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
北方町	郵送	総務課	501-0492	北方町長谷川 1-1	058-323-1111
坂祝町	郵送	総務課	505-8501	坂祝町取組 46-18	0574-66-2401
富加町	郵送	産業環境課	501-3392	富加町滝田 1511	0574-54-2113
川辺町	郵送	産業環境課	509-0393	川辺町中川辺 1518-4	0574-53-7212
七宗町	郵送	総務課	509-0492	七宗町上麻生 2442-3	0574-48-1111
八百津町	窓口	地域振興課	505-0392	八百津町八百津 3903-2	0574-43-2111
白川町	郵送	企画課	509-1192	白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村	郵送	地域振興課	509-1392	東白川村神土 548	0574-78-3111
御嵩町	郵送	まちづくり課	505-0192	御嵩町御嵩 1239-1	0574-67-2111
白川村	郵送	村民課	501-5692	白川村鳩谷 517	05769-6-1311

新型コロナウイルス感染症防止対策宣言書

以下の新型コロナウイルス感染症防止対策を実施することを宣言します。

令和 年 月 日

店舗名：

責任者名：

※感染防止対策の徹底のため、極力全項目がチェックできるよう努めましょう！

<共通事項>

NO	項目	内容	チェック
1	①実施体制	感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任します。	☐
2		発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ利用者の連絡先を把握します。	☐
3	②密集対策	利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）するとともに、会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施します。	☐
4		予約制の導入や営業時間短縮等により入場制限を行います。また入場時の健康確認（発熱がある方の入場は控えていただくようポスターなどで周知）を行います。	☐
5	③密閉対策	頻繁な換気（窓開けによる通気のよい換気など）を行います。	☐
6	④密接対策	従業員のマスク着用を徹底し、利用者のマスク着用を呼びかけます。（人と人が対面する場合はアクリル板やビニールカーテンなどで遮断）	☐
7		キャッシュレス決済の積極的な導入を行い、現金の場合はトレーを介した受け渡しとします。	☐
8	⑤衛生対策	入口及び施設内に手指消毒設備を設置し、従業員及び入場者の手指消毒を徹底します。	☐
9		ペーパータオルを設置（トイレ等での共用タオル・ハンドドライヤーの禁止）します。	☐
10		多数の人が触れる場所（テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、レジ、蛇口等）は、重点的に消毒を実施します。	☐
11		鼻水や唾液のついたごみは、しっかりと密閉して廃棄します。ごみの回収者は必ずマスク、手袋を着用し、脱いだ後は必ず石鹸と流水で手洗いをします。	☐
12		トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを周知徹底します。	☐
13		毎日従業員の健康チェックをし、体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養させます。	☐
14		ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換します。	☐
15		日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底します。	☐
16	周知	利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を行います。	☐

※裏面の<業種別事項>もチェックしてください

<業種別事項> ※該当する業種の項目を記入

N0	項目	内容	チェック
1	飲食店	テーブル間にパーティションを設置し、テーブルでの会計を実施します。	☐
2		酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮します。	☐
3		可能な限り大皿での取分け方式を控え、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控えます。	☐
4	小売業	混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定します。	☐
5		タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫します。	☐
6		試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめます。	☐
7	観光業	（宿泊施設） 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロールします。	☐
8		（観光施設） 入場者を制限し、滞在時間が短くなるようにします。	☐
9	カラオケ・ライブハウス	カラオケボックスの個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気します。館内の換気にも特に留意します。	☐
10		歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置、スタンドマイクを活用します。歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控えます。	☐
11	パチンコ店	利用できるパチンコ台を一つ置きにする、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減します。	☐
12		大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控えます。	☐
13	キャバレー等の接待を伴う飲食店	対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底します。	☐
14		カラオケの利用を自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱します。	☐
15	スポーツジム	更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）を制限します。	☐
16	ゲームセンター等	ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減します。	☐
17		大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控えます。	☐
18	理美容業、マッサージ店	施術者、利用者双方のマスク着用等により飛沫感染リスクを減らします。待合室での利用者間の距離を確保します。	☐
19	合唱サークル、カラオケ教室等	大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行います。歌唱が終わるたびに頻繁に換気します。	☐